
令和6年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

令和6年3月8日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和6年3月8日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第8号 | 令和6年度対馬市診療所特別会計予算 |
| 日程第2 | 議案第9号 | 令和6年度対馬市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第10号 | 令和6年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第11号 | 令和6年度対馬市介護保険特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第12号 | 令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第13号 | 令和6年度対馬市水道事業会計予算 |
| 日程第7 | 議案第14号 | 令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計予算 |
| 日程第8 | 議案第15号 | 対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
及び対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例 |
| 日程第9 | 議案第16号 | 対馬市監査委員条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第17号 | 対馬市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第18号 | 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第19号 | 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに
特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第20号 | 対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第21号 | 対馬市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第22号 | 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第23号 | 対馬市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並
びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第24号 | 対馬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指
定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援
の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第25号 | 対馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運 |

営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第19 議案第26号 対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第27号 対馬市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第28号 対馬市国際ターミナル条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第29号 対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第30号 対馬市立博物館条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第31号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第32号 対馬市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第33号 財産の取得について
- 日程第27 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第28 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第8号 令和6年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第9号 令和6年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第10号 令和6年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第11号 令和6年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第12号 令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第6 議案第13号 令和6年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第7 議案第14号 令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計予算
- 日程第8 議案第15号 対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第16号 対馬市監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第17号 対馬市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第18号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第19号 対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例

- 日程第13 議案第20号 対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第21号 対馬市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第22号 対馬市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第23号 対馬市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第24号 対馬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第25号 対馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第26号 対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第27号 対馬市漁港管理条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第28号 対馬市国際ターミナル条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第29号 対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第30号 対馬市立博物館条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第31号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第32号 対馬市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第33号 財産の取得について
- 日程第27 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第28 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

出席議員（19名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 糸瀬 雅之君 | 2 番 陶山莊太郎君 |
| 3 番 神宮 保夫君 | 4 番 島居 真吾君 |
| 5 番 坂本 充弘君 | 6 番 伊原 徹君 |
| 7 番 入江 有紀君 | 8 番 船越 洋一君 |

9番	脇本 啓喜君	10番	小島 徳重君
11番	黒田 昭雄君	12番	小田 昭人君
13番	波田 政和君	14番	小宮 教義君
15番	上野洋次郎君	16番	大浦 孝司君
17番	作元 義文君	18番	春田 新一君
19番	初村 久藏君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	國分 幸和君	次長	平間 博文君
課長補佐	糸瀬 博隆君	係長	犬束 興樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	俵 輝孝君
教育長	中島 清志君
総務部長	木寺 裕也君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	一宮 努君
しまづくり推進部長	伊賀 敏治君
観光交流商工部長	阿比留忠明君
市民生活部長	村井 英哉君
福祉部長	田中 光幸君
保健部長	桐谷 和孝君
農林水産部長	黒岩 慶有君
建設部長	内山 歩君
水道局長	舍利倉政司君
教育部長	扇 博祝君
中対馬振興部長	原田 武茂君
上対馬振興部長	原田 勝彦君

美津島行政サービスセンター所長	藤田 浩徳君
峰行政サービスセンター所長	居村 雅昭君
上県行政サービスセンター所長	田村 竜一君
消防長	主藤 庄司君
会計管理者	勝見 一成君
監査委員事務局長	志賀 慶二君
農業委員会事務局長	主藤 公康君

午前10時00分開議

○議長（初村 久蔵君） おはようございます。

ただいまから議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第8号

日程第2. 議案第9号

日程第3. 議案第10号

日程第4. 議案第11号

○議長（初村 久蔵君） 日程第1、議案第8号、令和6年度対馬市診療所特別会計予算から、日程第4、議案第11号、令和6年度対馬市介護保険特別会計予算までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、桐谷和孝君。

○保健部長（桐谷 和孝君） ただいま一括議題となりました議案第8号から議案第11号までの4件につきまして、その提案理由と内容について続けて御説明いたします。

初めに、議案第8号、令和6年度対馬市診療所特別会計予算につきまして御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度対馬市の診療所特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,507万3,000円と定め、第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算」によると定めております。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。

1款・診療収入、1項・外来収入は、直営診療所の診療収入を2億1,254万4,000円計上しております。

2款・使用料及び手数料、1項・手数料は、診断所等手数料収入を153万6,000円計上

しております。

3款・県支出金、1項・県補助金は、へき地医療対策費補助金を2,000万円計上しております。

4款・繰入金、1項・他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を1億8,934万5,000円計上しております。

10ページ、11ページをお願いいたします。

6款・諸収入、1項・雑入は、予防接種・特定検診等収入を4,114万8,000円計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款・総務費、1項・施設管理費、1目・一般管理費、1節・報酬は、医師及び看護師等会計年度任用職員報酬を、10節・需用費は、各診療所の光熱水費、修繕料など、11節・役務費は、通信運搬費、生化学検査手数料など、12節・委託料は、診療所への医師派遣等委託料、施設の保守点検委託料など、14ページ、15ページをお願いいたします。13節・使用料及び賃借料は、派遣医師送迎タクシー借上料、診療所医事システム使用料など、14節・工事請負費は豊玉診療所空調設備改修工事など、18節・負担金、補助及び交付金は、公設民営診療所運営費等補助金など、合わせまして3億7,699万円を計上しております。

2款、1項・医業費は、直営診療所の医業用器具使用料、医薬材料費など8,808万3,000円を計上しております。

なお、16ページから20ページにかけては給与費明細書を掲げておりますので、御参照方よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第9号、令和6年度対馬市国民健康保険特別会計予算につきまして御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度対馬市の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億1,973万8,000円と定め、第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算」によると定めております。

第2条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5億3,000万円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。

1 款、1 項・国民健康保険税は、一般被保険者分及び退職被保険者等分国民健康保険税を7 億7,224 万9,000 円計上しております。

4 款・県支出金、2 項・県補助金は、保険給付費等交付金として、10 ページ、11 ページをお願いいたします。32 億9,020 万4,000 円を計上しております。

6 款・繰入金、1 項・他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として、保険基盤安定繰入金のほか職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金などを合わせまして3 億2,049 万5,000 円を計上しております。

2 項・基金繰入金は、財政調整基金繰入金として3,432 万5,000 円を計上しております。次に、歳出について御説明いたします。

14 ページ、15 ページをお願いいたします。

1 款・総務費、1 項・総務管理費は、1 目・一般管理費に11 節・役務費の通信運搬費、システム手数料、12 節・委託料の共同事業特別業務委託料、3 目・医療費適正化特別対策事業の月額会計年度任用職員の人件費等を合わせまして2,807 万8,000 円を計上しております。

2 項・徴税費は、月額会計年度任用職員の人件費、16 ページ、17 ページをお願いいたします。18 節・負担金、補助及び交付金の納税組合交付金など1,980 万1,000 円を計上しております。

2 款・保険給付費、1 項・療養諸費は、一般被保険者療養給付費など、18 ページ、19 ページをお願いいたします。27 億4,353 万1,000 円を計上しております。

2 項・高額療養費は、一般被保険者高額療養費など4 億6,515 万7,000 円を計上しております。

4 項・出産育児諸費は、25 名分の出産育児一時金など1,250 万6,000 円を計上しております。

5 項・葬祭諸費は、80 件を見込み160 万円を計上しております。

20 ページ、21 ページをお願いいたします。

3 款・国民健康保険事業費納付金は、1 項・医療給付費分7 億2,269 万円、2 項・後期高齢者支援金等分2 億5,903 万円及び3 項・介護納付金分9,252 万7,000 円をそれぞれ計上しております。

5 款・保健事業費、1 項・特定健康診査等事業費は、特定健康診査受診率向上のための会計年度任用職員の人件費、22 ページ、23 ページをお願いいたします。特定健康診査委託料及び人間ドック補助金など6,402 万9,000 円を計上しております。

なお、26 ページから29 ページにかけまして給与費明細書を掲げておりますので、御参照方よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第10号、令和6年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度対馬市の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,422万1,000円と定め、第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算」によると定めております。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。

1款、1項・後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料を3億3,527万4,000円計上しております。

5款・繰入金、1項・一般会計繰入金は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金を1億7,856万1,000円計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費は、職員人件費のほか18節・広域連合事務費負担金など3,002万2,000円を計上しております。

2款、1項・後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金及び保険料納付金として4億8,371万7,000円を計上しております。

なお、16ページから20ページにかけては給与費明細書を掲げておりますので、御参照方よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第11号、令和6年度対馬市介護保険特別会計予算につきまして御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和6年度対馬市の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億3,893万1,000円と定め、第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算」によると定めております。

第2条で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

次に、歳入歳出予算の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページ、9ページをお願いいたします。

1 款・保険料、1 項・介護保険料は、第 1 号被保険者に係る特別徴収保険料及び普通徴収保険料 6 億 8,610 万 9,000 円を計上しております。

3 款・国庫支出金、1 項・国庫負担金は、介護給付費負担金 6 億 4,507 万 8,000 円を、2 項・国庫補助金は、調整交付金、介護予防事業及び包括支援事業等に係る地域支援事業交付金として 3 億 5,035 万 4,000 円をそれぞれ計上しております。

4 款、1 項・支払基金交付金は、第 2 号被保険者に係る保険料で、支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金を合わせまして 10 億 2,869 万 8,000 円を計上しております。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。

5 款・県支出金、1 項・県負担金は、介護給付費負担金 5 億 4,700 万 2,000 円、2 項・県補助金は、介護予防事業及び包括的支援事業等に係る地域支援事業交付金として 3,726 万 1,000 円を計上しております。

7 款・繰入金、1 項・他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として、職員給与費等繰入金のほか低所得者保険料軽減負担繰入金など、合わせまして 6 億 6,382 万 2,000 円を、2 項・基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金として 5,533 万 2,000 円を計上しております。

12 ページ、13 ページをお願いいたします。

9 款・諸収入、2 項・サービス事業収入は、介護予防支援事業収入として 2,520 万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

14 ページ、15 ページをお願いいたします。

1 款・総務費、1 項・総務管理費は、1 目・一般管理費に職員給与等の人件費、一般事務費など 5,510 万 1,000 円を計上しております。

3 項・介護認定審査会費は、1 目・介護認定審査会費に委員報酬、16 ページ、17 ページをお願いいたします。11 節・役務費の医師の意見書作成手数料など、2 目・認定調査等費に会計年度任用職員の人件費、認定調査委託料など、合わせまして 4,623 万 9,000 円を計上しております。

2 款・保険給付費、1 項・介護サービス等諸費は、居宅介護サービス給付費負担金など、18 ページ、19 ページをお願いいたします。32 億 3,484 万 7,000 円を計上しております。

2 項・介護予防サービス等諸費は 1 億 45 万 5,000 円を、4 項・高額介護サービス等費は 9,179 万 9,000 円、5 項・高額医療合算介護サービス費は 1,192 万 6,000 円、6 項・特定入所者介護サービス等費は 2 億 2,544 万 6,000 円をそれぞれ計上しております。

20ページ、21ページをお願いいたします。

8款・地域支援事業費、1項・介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防生活支援サービス事業負担金など1億2,030万円を計上しております。

2項・一般介護予防事業費は、介護予防教室の経費、介護予防団体助成金など503万7,000円を計上しております。

22ページ、23ページをお願いいたします。

3項、1目・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターの職員及び月額会計年度任用職員の人件費のほか、12節・生活支援コーディネーター事業委託料、18節・対馬市社会福祉協議会からの派遣職員給与等負担金など、合わせて1億3,123万8,000円を計上しております。

24ページ、25ページをお願いいたします。

2目・任意事業費は、権利擁護のための成年後見人制度報酬助成金など599万1,000円を計上しております。

なお、26ページから32ページにかけて給与費明細書を掲げておりますので、御参照方よろしくお願いいたします。

以上で、議案第8号から議案第11号までの提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから4件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第5. 議案第12号

○議長（初村 久藏君） 日程第5、議案第12号、令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、原田武茂君。

○中対馬振興部長（原田 武茂君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第12号、令和6年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算につきまして、その提案理由と内容を御説明いたします。

予算書は3ページをお願いいたします。

令和6年度対馬市の旅客定期航路事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,787万2,000円と定め、第

2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は4ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算」によると定めております。

それでは、6ページからの歳入歳出予算事項別明細書により、主な予算につきまして御説明いたします。

本年度の予算状況は、合計欄に記載のとおり4,787万2,000円で、対前年度比192万9,000円、4.2%の増で、給料、職員手当等、人件費の増が主な要因でございます。

8ページから9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款・事業収入、1項・事業収入の189万2,000円は、旅客運賃及び貨物運賃でございます。

2款・国庫支出金、1項・国庫補助金の1,192万4,000円は、赤字航路事業に対する国の補助金でございます。

3款・県支出金、1項・県補助金は、同じく赤字航路事業に対する県補助金で298万1,000円を計上しております。

4款・繰入金、1項・他会計繰入金の3,097万3,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

5款・財産収入、1項・財産運用収入は、基金利子1,000円を、6款・繰越金、1項・繰越金は、前年度繰越金10万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページから13ページをお願いいたします。

1款・総務費、1項・総務管理費の2,947万9,000円は、職員、船員等の人件費、旅費、日本旅客船協会等の負担金が主なものでございます。

2款・施設費、1項・施設費の1,217万5,000円は、渡海船運航に必要な燃料費、修繕料、14ページから15ページをお願いいたします。船舶保険料、渡海船利用者陸上交通運航委託料が主なものでございます。

3款・公債費、1項・公債費の611万8,000円は、渡海船建造及び長板浦待合所建設に係る交通事業債の償還金元金及び利子でございます。

4款、1項に予備費を10万円計上しております。

16ページから20ページに給与費明細書、21ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、御参照を願います。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、

よろしく願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程第6. 議案第13号

日程第7. 議案第14号

○議長（初村 久藏君） 日程第6、議案第13号、令和6年度対馬市水道事業会計予算及び日程第7、議案第14号、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計予算の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、舎利倉政司君。

○水道局長（舎利倉政司君） ただいま一括議題となりました議案第13号、令和6年度対馬市水道事業会計予算及び議案第14号、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計予算について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

まず、議案第13号、令和6年度対馬市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書3ページをお願いいたします。

第1条で、令和6年度対馬市水道事業会計の予算は、次に定めるところによることを規定し、第2条で、業務の予定量は、給水戸数を1万5,108戸、年間総配水量を398万1,950立方メートル、1日平均給水量を1万909立方メートルと定めております。

主要な建設改良事業は5億3,564万5,000円で、その内訳は、施設整備事業等で2億9,000万7,000円、簡易水道基幹改良事業として、上対馬町の中央地区、美津島町の中西部地区の2地区の簡易水道事業2億4,563万8,000円を予定しております。

第3条で、収益的収入及び支出の予定額を収入で第1款・水道事業収益10億6,642万4,000円、支出で第1款・水道事業費用10億2,473万1,000円と定めるものでございます。

第4条で、資本的収入及び支出の予定額を収入で第1款・資本的収入3億6,973万6,000円、支出で第1款・資本的支出8億2,064万7,000円と定めるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億5,091万1,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額3,966万1,000円、当年度分損益勘定留保資金2億2,214万3,000円、減債積立金1,479万8,000円、建設改良積立金1億7,430万9,000円で補填するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第5条で、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を経営戦略策定業務について定めております。

第6条で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第7条で、一時借入金の限度額を5億円と定め、第8条で、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第9条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定め、第10条で、一般会計からの負担金の額を定め、第11条で、たな卸資産の購入限度額を1,000万円と定めるものでございます。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により御提案するものでございます。

5ページから予算に関する説明書を添付し、そのうち12ページから15ページに職員の給与費明細書を記載し、25ページからは予算附属資料を添付しておりますので、御参照ください。

続きまして、議案第14号、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計予算について御説明申し上げます。

本事業は、令和5年度までは特別会計で事業執行しておりましたが、国の公営企業会計の適用の推進に関する閣議決定によりまして、令和6年度からは公営企業会計として予算を計上いたしております。

予算書3ページをお願いいたします。

第1条で、令和6年度対馬市漁業集落排水事業会計の予算は、次に定めることによることを規定し、第2条で、業務の予定量は、接続戸数を69戸、年間総排水量を1万3,481立方メートル、1日平均排水量を37立方メートルと定めております。

第3条で、収益的収入及び支出の予定額を収入で第1款・漁業集落排水事業収益2,565万円、支出で第1款・漁業集落排水事業費用2,557万4,000円と定めるものでございます。

なお、営業費用中、公営企業会計アドバイザー業務委託料の財源に充てるため160万円を借り入れるものでございます。

第4条で、資本的収入及び支出の予定額を収入で第1款・資本的収入1,272万3,000円、支出で第1款・資本的支出1,440万2,000円と定めるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額167万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金167万9,000円で補填するものでございます。

第4条の2項で、集落排水処理施設特別会計からの移行による令和5年度の未払金を地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債務とし、金額を1,035万8,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第5条で、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を各業務について定めております。

第6条で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第7条で、予定支出の各項の経費の金額の流用について定め、第8条で、一般会計からの負担金の額を定めるものでございます。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により御提案するものでございます。

5ページから予算に関する説明書、17ページから予算附属資料を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第13号、議案第14号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第8号から議案第14号までの7件は、配付しております議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をします。

日程第8. 議案第15号

○議長（初村 久藏君） 日程第8、議案第15号、対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） ただいま議題となりました議案第15号、対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本条例案は、地方自治法の一部改正に伴い、給料及び月額報酬の会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるように改定するものです。

また、日額または時間額報酬の会計年度任用職員に対して通勤に係る費用弁償を支給できるように改定するとともに、対馬博物館に非常勤の館長を置くことができるように館長の給料表を追加するものです。

新旧対照表は3ページからになります。

具体的には、勤勉手当が支給できるように対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第2条に勤勉手当を追加し、第13条の2及び第22条の2にその支給に関する規定を新

設しております。

また、育児休業中の会計年度任用職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員に対して勤勉手当が支給できるように対馬市職員の育児休業等に関する条例第7条第2項を改正しております。

次に、日額または時間額報酬の会計年度任用職員に通勤に係る費用弁償を支給できるよう、対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第28条第1項を改正し、第2項は支給する額を規則で定めるように新設しております。

次に、別表第1及び別表第4に館長の職務を行う職員の給料を追加しております。

また、別表第1の備考欄に行政職給料表を適用する全ての職種を記載しておりましたが、ほかの給料表を適用する職種以外の職種に改めております。

その他、第13条、第17条、第18条、第22条、第23条及び第25条については、今回の改正に併せて対馬市公用文規定に基づき字句の改正を行っております。

なお、附則において、施行期日を令和6年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが議案第15号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第15号、対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 16 号

○議長（初村 久藏君） 日程第 9、議案第 16 号、対馬市監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。監査委員事務局長、志賀慶二君。

○監査委員事務局長（志賀 慶二君） ただいま議題となりました議案第 16 号、対馬市監査委員条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の 11 ページを、新旧対照表も 11 ページを御参照ください。

今回の改正の主な理由は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、監査要求に係る引用条項について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容についてでございますが、第 6 条中、第 243 条の 2 第 3 項から第 243 条の 2 の 8 第 3 項に引用している条項を改正するものでございます。

なお、附則としまして、施行期日を令和 6 年 4 月 1 日からとしております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第 16 号、対馬市監査委員条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 17 号

○議長（初村 久藏君） 日程第 10、議案第 17 号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例を

議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防長、主藤庄司君。

○消防長（主藤 庄司君） ただいま議題となりました議案第17号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書は13ページ、新旧対照表は12から17ページでございます。

新旧対照表を御参照ください。

今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されることに伴い、消防法で定める危険物施設の設置許可申請の審査に係る手数料の額を改正しようとするものでございます。

危険物施設は、設置の許可の申請に係る審査を消防法第11条第1項の規定に基づき行っており、その審査に係る手数料の額を危険物施設の種類や規模によりそれぞれ定めております。

今回の改正の対象となるのは、特定屋外タンク貯蔵所といわれる1,000キロリットル以上の危険物を貯蔵することができる屋外タンク貯蔵所のうち、浮き屋根式及び浮き蓋付のものでございます。

これらの貯蔵所については、貯蔵最大数量により1,000キロリットル以上から40万キロリットル以上まで8つに区分されており、新旧対照表に示しておりますとおり審査手数料の額をそれぞれ増額改正するものでございます。

なお、附則で、施行期日につきましては令和6年4月1日からとしております。

以上、大変簡単でございますが議案第17号の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第17号、対馬市手数料条例の一部を改正する条例について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 11. 議案第 18 号

日程第 12. 議案第 19 号

日程第 13. 議案第 20 号

○議長（初村 久藏君） 日程第 11、議案第 18 号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例から、日程第 13、議案第 20 号、対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例までの 3 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉部長、田中光幸君。

○福祉部長（田中 光幸君） ただいま一括議題となりました議案第 18 号から議案第 20 号につきまして、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

まず、議案第 18 号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表は 18 ページでございます。

今回の改正は、令和 5 年 4 月 1 日より休止しております西へき地保育所及び一重へき地保育所の廃止、併せて既存の規定の不備の補正に関しまして同条例の一部を改正するものでございます。

同保育所については、継続に向けた基準である入所児童数 6 名を維持することが困難であることから、集団において個々の子どもの特性を育むという基本的な保育方針にそぐわないなど健全な保育環境が確保されないと判断し、当該保護者、関係区長、関係民生委員及び保育士との一致した見解の下、令和 5 年 4 月より休止としていました。

その後、令和 6 年度以降の取扱いに関し、児童数が増える見込みが低い等、施設を運営することが困難である旨の御理解をいただきましたので、令和 6 年 4 月 1 日をもって廃止とさせていただきます。

なお、附則において、施行日を令和 6 年 4 月 1 日からといたしております。

続きまして、議案第 19 号、対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表は 19 ページから 22 ページでございます。

この改正は、その基準の一部を改正する内閣府令等の公布に基づき所要の改正を行うものでございます。

その改正内容は、第 5 条中、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえ、アナログ規制の見直しを行うものでございます。

また、認定こども園法の一部改正に伴い、第15条第1項第2号中、同条第11項を同条第10項に改め、併せて第35条及び第36条の既存の規定の不備を補正する改正を行うものでございます。

附則において、施行日を公布の日からとしております。

最後に、議案第20号、対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表は23ページでございます。

今回の改正は、老朽化や児童の減少に伴い利用されていない状況にある児童遊園2施設の廃止に関しまして、同条例の一部を改正するものでございます。

豆酩児童遊園につきましては、地区に対しまして総会時に施設の存続について協議していただくよう依頼をいたしました。

結果としまして、児童数が減少傾向であること、また施設の老朽化及び地区において施設の管理をしていくことが困難であることから、廃止することで同意をいただきましたので、今回、廃止とするものでございます。

一重児童遊園につきましては、一重へき地保育所に併設された施設であり、議案第18号における一重へき地保育所の閉園に伴い廃止とするものでございます。

なお、附則において、施行日を令和6年4月1日からといたしております。

以上、議案第18号から議案第20号までの提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。3件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。3件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第18号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、対馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を11時10分からいたします。

午前10時54分休憩

午前11時10分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第14. 議案第21号

日程第15. 議案第22号

日程第16. 議案第23号

日程第17. 議案第24号

日程第18. 議案第25号

日程第19. 議案第26号

○議長（初村 久藏君） 日程第14、議案第21号、対馬市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例から、日程第19、議案第26号、対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例までの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、桐谷和孝君。

○保健部長（桐谷 和孝君） ただいま一括議題となりました議案第21号から議案第26号につきまして、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

まず、議案第21号、対馬市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

新旧対照表は24ページでございます。

この条例は、デイサービスセンター合歓の木園の施設廃止に伴う改正でございます。

この施設は、利用者の減少により令和3年10月1日より休止しておりますが、今後の見通しにおいても利用者の増加を見込むことが困難でありますので、名称、位置及び定数を削り、併せて語句の修正を行うものでございます。

なお、附則で、施行期日を令和6年4月1日としております。

続きまして、議案第22号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

新旧対照表は25ページから29ページでございます。

この条例は、第9期介護保険事業計画の策定により令和6年度から令和8年度までの向こう3か年の介護保険料につきまして、保険料の基準額を月額6,400円から6,500円に、年額で7万6,800円から7万8,000円に引き上げるものでございます。

保険料の算定に用いる所得段階区分は、国の介護保険法の改正に伴い10区分から14区分とし、所得に応じた介護保険料としております。

また、その変更する額は新旧対照表の25ページから28ページのとおりでございます。

引上げに当たっての主な要因は、保険給付費の見込みの増加によるものでございます。

なお、附則において、令和6年4月1日から施行し、経過措置として、令和5年度以前の保険料については従前の例によることといたしております。

次の議案第23号から議案第26号の4つの議案につきましては、併せて御説明申し上げます。

新旧対照表は30ページから150ページでございます。

今回の改正は、いずれも国の介護保険法並びに関係する基準等の一部改正により、本市条例において所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容でございますが、各事業者に対し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備と研修を実施する等の措置を講じることとし、虐待の防止のための指針を整備すること、感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画、いわゆる業務継続計画を策定し、

その計画に伴い必要な措置を講じなければならないとするものでございます。

議案第23号は指定居宅介護事業者、議案第24号は指定介護予防支援事業者、議案第25号は指定地域密着型サービス事業者及び議案第26号は指定地域密着型介護予防サービス事業者をそれぞれ対象とした条例であり、先に御説明いたしました主な改正内容のほか、運営基準等の改正や語句の修正等、国の法改正に伴いまして必要な改正を行うものでございます。

なお、この4つの議案はいずれも附則で、条例の施行日を令和6年4月1日からとしております。

以上、簡単ではございますが議案第21号から議案第26号までの提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから6件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております6件については、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。6件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第21号、対馬市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、対馬市介護保険条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２３号、対馬市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２４号、対馬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号、対馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２６号、対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 20. 議案第 27 号

日程第 21. 議案第 28 号

日程第 22. 議案第 29 号

○議長（初村 久藏君） 日程第 20、議案第 27 号、対馬市漁港管理条例の一部を改正する条例から、日程第 22、議案第 29 号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例までの 3 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、内山歩君。

○建設部長（内山 歩君） ただいま一括議題となりました議案第 27 号から議案第 29 号につきましては建設部所管でございますので、続けて提案理由とその内容について御説明申し上げます。

まず初めに、議案第 27 号、対馬市漁港管理条例の一部を改正する条例について、議案書の 89 ページをお願いいたします。

併せて、新旧対照表の 151 ページを御参照ください。

本条例は、漁港漁場整備法の規定に基づき本市が管理する漁港の維持管理について必要な事項を定めるもので、令和 5 年 12 月 8 日付で農林水産事務次官より法第 34 条第 4 項による模範漁港管理規程例の一部改正について通知を受けたことに伴い、改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、法律名の変更に伴い第 1 条中の漁港漁場整備法を漁港及び漁場の整備等に関する法律に改め、第 20 条について法改正において新たに創設された漁港施設等活用事業に関する占用料の徴収に関する規定を新旧対照表のとおり追加し、改正するものでございます。

なお、附則で、施行日を令和 6 年 4 月 1 日としております。

続きまして、議案第 28 号、対馬市国際ターミナル条例の一部を改正する条例について、議案書の 91 ページをお願いいたします。

併せて、新旧対照表の 152 ページを御参照ください。

本条例は、国境の島にふさわしい国際交流の海の玄関口として、税関、入管及び検疫業務の円滑な推進と地域経済の浮揚を図ることを目的とし、平成 22 年 6 月 30 日に制定されております。

制定後におきまして、平成 27 年度に新たに比田勝港第 1 国際ターミナルが供用開始され、また平成 26 年度から進めております厳原港国際ターミナルの建設事業につきましても、本年度、増築工事、改修工事が共に完成したことに伴い、本施設の令和 6 年 4 月 1 日からの供用開始に併せ、本市が設置する国際ターミナル施設の良好な管理と効率的な運用を図るために、今回、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、厳原港国際ターミナル建設事業に伴う施設機能の一体化により、第2条の表中、国際ターミナルの名称並びに位置について、新厳原港国際ターミナルの項を削り、第11条使用料について、比田勝港及び厳原港の両港における新たな国際ターミナルの完成に伴い、本施設の性質別受益者負担の観点から施設の規模拡大により今後見込まれます出国旅客利用者の増加と、それに伴う維持管理費や利用者サービスに係る経費等の増大に加え、他県の類似施設の徴収状況も参考にしながら施設使用料の検討を行った結果、第11条第1項第1号中の6歳以上12歳未満の者100円を250円に改め、同項第2号中の12歳以上の者200円を500円に改め、改正するものでございます。

なお、附則で、施行日を令和6年7月1日からとしております。

最後に、議案第29号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、議案書の93ページから98ページをお願いいたします。

併せて、新旧対照表の154ページから159ページを御参照ください。

本議案の主な改正内容でございますが、本条例第2条に規定しております道路占用料の額につきましては、道路法施行令第19条の規定する別表を準用して定めております。

今回、令和3年度の固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、令和5年4月1日の道路法施行令の改正に伴い道路占用料の額を改正することに加え、令和5年10月1日から新たに導入されましたインボイス制度に対応するため、課税の対象となる占用料の額の計算について第2条に追加し、また別表中の単位表記について誤解が生じないよう単位記号を本則と合わせ、漢字、片仮名による表記に改め、改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を令和6年4月1日からとしております。

また、経過措置といたしまして、本条例の施行の日の前日までに占用の許可を受けているものの占用料の額につきましては、改正前の条例の例によるものとしております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御審議の上、決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

まず、議案第27号、対馬市漁港管理条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定し

ました。

これから議案第２７号について、討論、採決を行います。

議案第２７号、対馬市漁港管理条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２８号、対馬市国際ターミナル条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第２８号は、配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託をします。

次に、議案第２９号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから議案第２９号について、討論、採決を行います。

議案第２９号、対馬市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第２３．議案第３０号

日程第24. 議案第31号

○議長（初村 久藏君） 日程第23、議案第30号、対馬市立博物館条例の一部を改正する条例及び日程第24、議案第31号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。観光交流商工部長、阿比留忠明君。

○観光交流商工部長（阿比留 忠明君） ただいま議題となりました議案第30号、第31号について、提案の理由とその内容について説明いたします。

まず、議案第30号、対馬市立博物館条例の一部を改正する条例について、新旧対照表は160ページを御覧ください。

今回の改正は、現館長の退職に伴い今後の館長と副館長の任用基準を設けるための改正でございます。

主な改正内容は、第4条第1項で館長は非常勤とすることができるとし、第2項において非常勤館長を置く場合は副館長を置くことができるように改めます。

第5条において、常勤館長または副館長、非常勤館長、職員のそれぞれの職務に関する条文の修正と追加を行います。

なお、附則で、施行期日を令和6年4月1日としております。

次に、議案第31号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

新旧対照表161ページ、162ページを御覧願います。

今回の改正は、上対馬町西泊1210番地に位置する三宇田キャンプ場に新たにバンガローとオートキャンプ場を整備いたしましたので、両設備の利用料金を設定し、併せまして、現在、同施設に所有していない高規格テントの利用料金を削除するものです。

改正部分は、別表第2の三宇田キャンプ場の設備等名の欄に新たにバンガロー（6人）及びオートキャンプ場テントサイトを追加し、テント（6人用・高規格）を削除するものです。

利用料金は、バンガロー（6人）を1棟1日6,280円、オートキャンプ場テントサイトを1か所1日2,090円とするものです。

また、利用料金の設定については、市内の同種、同規模の設備の利用料金に合わせたものとしております。

両設備については、平成30年度から令和5年度にかけて実施いたしました三宇田浜園地リニューアル整備事業の一環として整備したもので、バンガロー3棟、オートキャンプ場のテントサイト5か所を整備し、北部対馬の観光拠点の1つである三宇田浜園地のキャンプ場の機能充実を図り、交流人口の増大に寄与するものでございます。

なお、附則で、施行期日を令和6年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例についてなんですが、以前から行政は大きく分けて2つの仕事があるというふうに私は思っているんですが、1つは住民サービスの充実と自治体自らお金を稼ぐことだというふうに思っています。

関連で、先ほど国際ターミナル条例の一部改正でターミナル使用料を1人、子ども100円と大人200円を250円と500円にそれぞれ値上げしたことについては大変評価いたします。

この新たに設けられたバンガローの1棟当たりの貸出し値段なんですが、6人で6,280円、1人当たり1,050円ですか。これが妥当な値段かどうか。ほかの市が所有するものと比較したということですが、一般の宿泊施設からすると最低トリプルでも3,000円はしますよね。これは民間の宿泊のところとの均衡とかということまで考慮されてこれをされたのか。

また、今、一物多価の時代というふうに言われているんですが、同じハンバーガーであっても都心と田舎のほうとは値段が違いますよね。それと同じようにホテルでも忙しい時期と繁忙期と暇な時期と値段は変わってくるんですが、そういうことも加味してこういう値段は設定すべきだと思うんですが、そのあたりについて考慮されたのかどうかお聞かせください。

以上です。

○議長（初村 久藏君） 上対馬振興部長、原田勝彦君。

○上対馬振興部長（原田 勝彦君） 脇本議員のバンガローの料金設定の根拠について御説明いたします。

今、説明と理由にありましてとおり、類似施設は尾浦にございます青潮の里のログキャビンが同等の施設とみなしまして6,280円と設定しております。

議員がおっしゃられますように、他民間の施設と比べると云々とおっしゃられましたけれども、この市の施設としましては同等の施設でございますので、民間のお客さん、ただし住民を含むお客さんということになりますので、同等の施設ということで今回6,280円ということで提案させてもらっております。御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） 先ほど一物多価というふうに言ったように、やはり尾浦のものと同等と考えること自体がナンセンスではないかと思います。やはり渚百選に選ばれている三宇田

のロケーション、そのあたりを考えると価格差が出て当然だというのが常識だと思いますが、私のほうがそう考えるだけで、自治体のほうとしてはそういうふうに自らアピールしていかなければいけないわけですね。

そして、韓国のお客さんがたくさん来ていたとき、安すぎたのではないかという反省もあったはずなんです。これから対馬をもっともっと価値のあるところなんだとPRしていく上でこの値段設定は自らそれを否定するものだと思います。

私はこの値段では安すぎるといふふうに思います。一般の施設よりも施設的に劣るかもしれませんが、そこでキャンプとか、そういうことを体験できるという価値を考えれば、むしろ一般よりも高く取っても一番忙しい夏の時期とかは予約が殺到するのではないかというふうに私は考えますが、そういうふうな考えには至らなかったのでしょうか。

○議長（初村 久藏君） 上対馬振興部長、原田勝彦君。

○上対馬振興部長（原田 勝彦君） 脇本議員の質問に答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおりに、ほかのバンガローのこともございますし、オートキャンプ場の値段のこともありますので、今回はこの6,280円ということで金額設定をさせてもらったことに対しては何ら問題ないと考えております。

以上でございます。

○議長（初村 久藏君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第30号、対馬市立博物館条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（初村 久藏君） 起立多数です。本件は、原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。再開を1時5分といたします。

午前11時44分休憩

午後1時05分再開

○議長（初村 久藏君） 再開します。

日程第25. 議案第32号

○議長（初村 久藏君） 日程第25、議案第32号、対馬市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、舍利倉政司君。

○水道局長（舍利倉政司君） ただいま議題となりました議案第32号、対馬市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の改正は、国の公営企業会計の適用の推進に関する閣議決定によりまして、現在の下水道事業である対馬市集落排水処理施設特別会計を令和6年度から公営企業会計へ移行することに伴い、関連する4つの条例を第1条から第4条のとおり各条例の一部を改正するものであります。

まず、第1条による改正について、新旧対照表は163ページから168ページでございます。

第1条による改正は、対馬市水道事業の設置等に関する条例の改正で、水道事業に漁業集落排水事業を加えて、題名を対馬市水道事業及び漁業集落排水事業の設置等に関する条例に改めるものでございます。

これにより、第1条第2項にその事業の設置に関する事項を、第1条の2に地方公営企業法の規定に関する事項を新たに設け、これらに伴う所要の改正を行うものであります。

次に、第2条による改正について、新旧対照表は169ページから179ページでございます。

第2条による改正は、対馬市集落排水処理施設条例の改正で、対馬市集落排水処理施設を対馬市漁業集落排水施設に改め、題名を対馬市漁業集落排水処理施設条例に改めるものでございます。

また、地方公営企業法の規定により、条文中の「市長」を「管理者」に、「規則」を「規程」

に、「使用料」を「料金」に改めるものでございます。

次に、第3条による改正について、新旧対照表は176ページから177ページでございます。

第3条による改正は、対馬市水道条例の改正で、条文中にある対馬市水道事業の設置等に関する条例を第1条の改正に伴い対馬市水道事業及び漁業集落排水事業の設置等に関する条例に改めるものでございます。

また、本事業を所管する国の省庁が今後の水道の基盤強化等の観点から社会資本整備や災害対応に専門的な能力、知見を有する国土交通省に移管されることによる改正を行うものであります。

最後に、第4条による改正について、新旧対照表は178ページから179ページでございます。

第4条による改正は、対馬市部設置条例の改正で、附則に記載しております対馬市集落排水処理施設特別会計条例の廃止に伴い、その所管部署である水道部を削除するものでございます。

なお、附則において、施行期日を令和6年4月1日からとし、また、特別会計条例の廃止と特別会計に属する権利義務を対馬市漁業集落排水事業会計に帰属するものと定めております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第32号、対馬市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第33号

○議長（初村 久藏君） 日程第26、議案第33号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、扇博祝君。

○教育部長（扇 博祝君） ただいま議題となりました議案第33号、財産の取得について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書の109ページをお願いいたします。

参考資料を110ページに添付しておりますので、御参照を願います。

本議案は、財産取得契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回、取得する財産でございますが、4年に一度行われます教科書の改訂に伴い各小学校で使用いたします小学校教師用指導書で、本案件は市内の下地区、厳原町、美津島町、豊玉町の各小学校分となります。

また、中学校分につきましては来年度の購入予定としております。

本指導書の各教科別購入冊数につきましては、110ページの参考資料のとおりでございますが、冊数に違いがありますのは、対象学年の違い、また教科によっては一教科の中で上下巻などあることからそれぞれの冊数が異なっております。

また、指導書等の購入につきましては、市内において上地区、下地区にそれぞれ一書店が取扱店として指定されており、その指定店からの購入となります。

そのようなことから本件に係る契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、長崎県対馬市美津島町雞知乙387番地11、株式会社酒井文海堂、代表取締役、酒井正幸氏と契約金額2,909万8,740円で同氏を相手方とした財産取得仮契約を令和6年2月22日に締結いたしておりますが、ここに本契約を締結いたしたく議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第33号、財産の取得について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第27. 諮問第1号

日程第28. 諮問第2号

○議長（初村 久藏君） 日程第27、諮問第1号及び日程第28、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） ただいま一括議題となりました諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦について、その提案理由を御説明いたします。

今回、御提案いたします委員につきましては、現委員であります主藤繁明氏の任期が令和5年12月31日で満了し、平山順寿氏の任期が令和6年6月30日をもって満了となりますので、再び同委員として主藤繁明氏及び平山順寿氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見をお伺いするものであります。

主藤繁明氏は、令和3年1月から人権擁護委員として御活躍され、現在1期目でございます。

同氏は、任期満了をもって後進に譲りたいとの意向でございましたが、後任候補者の選考に至らず、任期満了後も現在まで同法第9条の規定に基づき継続して委員を務めていただいておりますところ、改めて再任の了承をいただきましたので提案するものでございます。

平山順寿氏は、令和3年7月から人権擁護委員として御活躍され、現在1期目でございます。

候補者の両氏は、広く社会の実情に精通され、人格、識見ともに申し分なく、人権擁護委員としてふさわしい方々でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（初村 久藏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） ただいまのお二人に関しましては私も面識はあって、識見、人格とも申し分ないというふうに感じております。それはまずもお伝えしてから質問に入ります。

本日もテレビとか新聞等でジェンダーギャップランキングというのが毎年恒例ですが発表されておりました。どれだけ女性の社会進出が進んでいるかということについてのランキング、政治、

経済、それから行政等、そういった面からの評価、4つの評価からなっておりますが、ただいま人権擁護委員の女性の割合はどのぐらいなのかということをお聞きしたいんですが、何名中何名なのかお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（初村 久藏君） 総務部長、木寺裕也君。

○総務部長（木寺 裕也君） 今、手元に詳細な資料がないので詳しいことは分かりません。

○議長（初村 久藏君） 9番、脇本啓喜君。

○議員（9番 脇本 啓喜君） そのあたりも、最初に申しあげましたようにこのお二方がどうということではなくて、この方々の人格、識見は申し分ないというふうには思っておりますが、今、すぐに答えが出なかったように、やはりそういう面にも十分配慮されて、今後は女性の1つの社会進出のきっかけというか、そういうものにもなります。

長崎県も女性の副知事が登用されて、行政の面でかなり45位から33位にランクアップされているように、やはり行政のほうからそういう形をしていくことで、対馬全体の女性の社会進出も図られていくかと思われますので、そのあたりも十分考慮した人選に当たっていただければと思います。

以上です。

○議長（初村 久藏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。2件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから2件について各案ごとに討論、採決を行います。

まず、諮問第1号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、主藤繁明氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、主藤繁明氏を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第2号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 討論なしと認め、採決します。

本件は、平山順寿氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（初村 久藏君） 異議なしと認めます。本件は、平山順寿氏を適任とすることに決定しました。

○議長（初村 久藏君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時23分散会
